

海南病院 登録施設制度実施規程

愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院
地域医療連携課
平成 28 年 11 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は海南病院（以下「当院」という。）が地域の医師、歯科医師等と地域医療活動を行う上で様々な活動を円滑に進めるため、関係医療機関を登録する制度について、その内容を定めるものである。

(登録の資格)

第 2 条 登録施設は海部医療圏および当院と医療連携を行っている関係医療機関とする。
2 登録施設の契約期限は当院・登録施設双方に異存がない限り、登録日から翌年度以降も自動的に更新されるものとする。

(登録の申請)

第 3 条 登録を希望する施設は「海南病院地域医療連携登録医 申込書」に必要事項を記入する。
2 当院が申請を受諾した場合には、当院の登録施設名簿に医療機関名、代表者名、主な診療科、連絡先等を登録し、その施設に対し「海南病院地域医療連携登録医証」を発行する。

(登録の変更・取り消し)

第 4 条 登録施設が登録内容の変更及び取り消しを希望する場合は、当院にその旨を申し出るものとする。また、廃院された場合は施設からの申し出が無くとも当院により登録を取り消すこととする。
2 当院の病院長が不適切と判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(主な連携内容)

第 5 条 当院が保有する医療機器等の利用
2 図書室の利用
3 研修会及び症例検討会等への参加
4 海南 SUN-sen ネットの利用
5 共同利用病床の利用
6 諸記録の閲覧
7 広報誌の提供

(登録施設の責務)

第6条 当院内においては、当院の諸規程を遵守する。

- 2 当院で知り得た患者の個人情報や診療内容について守秘義務を遵守する。
- 3 当院の施設・設備を利用する際は、当院より発行した名札を着用する。

(その他)

第7条 共同利用等に関する具体的な必要事項に関しては「海南病院 共同利用規程」に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。